

終戦七十年を迎え

終戦七十年を迎え深く思うことは、今日近隣国から「歴史の正しい認識」という声が上がっています。学びきた歴史、これは教育の場で示されたことです。しかし自分自身がしっかりと身をもって学んだ歴史、これはきちんと整理しておくべきであると考えました。小学四年の時、大きな体験をしました。「終戦」「無条件降伏」、これを期に全ての価値観は一変されました。民主主義、それはリンカーンのゲティスバーグでの講演、「人民の、人民による、人民のための政治」ということであると学び、時折り折りの事象に追いつき追いつき生活してきました。私の価値観を一変させた「終戦」、どうしても、その原点を整理しておくべきであると考え、先日、機会があつて、日本が終戦に至る経緯を学ぶべきであると、先ず「ポツダム宣言」の全文を一読しました。そしてびっくりしました。この宣言文は、十三カ条からなり、その第一条に「この戦争の終結をする機会を日本に与えるものとする」と書き始められ、十条に、「われらは日本人を民族として奴隷化せんとし、または国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものにあらざるも、われらの俘虜を虐待せるものを含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加えらるべし。

日本国政府は日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去すべし。言論、宗教および思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せらるべし」と明記し、さらに十三条では、「われらは日本国政府が、直ちに全日本国軍隊の無条件降伏の宣言を要求し、云々」とありました。したがって、日本人の基本的人権を尊重することを約束し、さらに軍隊の無条件降伏を宣言しているのです。「無条件降伏」は日本軍隊を指し、いわば条件付き申し入れであり、日本政府はこの条件を呑んで「ポツダム宣言」を受諾したのです。そしてこの「ポツダム宣言」を受けて「サンフランシスコ平和条約」が締結されました。この平和条約の十一条で、極東国際軍事裁判法廷及び国内外の連合国の戦争犯罪法廷を受諾し、かつ、日本国で、拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行することが明記されていました。

終戦七十年を迎える私たちは、一九四五年八月十四日に受諾した「ポツダム宣言」と一九五一年九月八日に締結した「サンフランシスコ平和条約」をぜひ一読し、合わせて一九二八年八月二十七日に調印された「パリ条約」も一読することによって、自分の心の持ち方、現代社会のすべての問題に対処する一つの理性を持つことができると思います。その理性を慈悲によって包み尽くすことがより良き社会の指導者、円満な指導者として心がけるべきことであり、その心を以って日々前進しましょう。